

コンパス通信

都城市八幡町 1-17

社会保険労務士法人 コンパス

TEL : 0986-21-1813 FAX : 0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和3年3月号

【労働保険】年度更新のご準備をお願い致します

毎年4月より、労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料申告のお手続きを行わせて頂きますが、令和2年4月締分～令和3年3月締分までのお支払いの給与総額で申告を致します。各担当より個別にお声かけ致しますが、賃金台帳のご準備を何卒宜しくお願い致します。なお、建設業の事業主様におかれましては**令和2年度に工事が完了した元請工事の請負金額がわかる資料**もご準備をお願い致します。詳細はお電話・メールなどでお問い合わせください。

【お知らせ】社会保険料率の変更されます

令和3年3月分より、健康保険料・介護保険料率に変更されます。介護保険料につきましては、全国一律1.80%へ変更されます。新しい健康保険料率につきましては、下記一覧表をご参照ください。一覧表に記載のない都道府県につきましては全国健康保険協会のHPをご参照ください。

【健康保険料率の引上げ・引下げ一覧】（九州各県について）

	令和2年度	引上げ又は引下げについて	令和3年度
福岡県	10.32%	↓	10.22%
佐賀県	10.73%	↓	10.68%
長崎県	10.22%	↑	10.26%
熊本県	10.33%	↓	10.29%
大分県	10.17%	↑	10.30%
宮崎県	9.91%	↓	9.83%
鹿児島県	10.25%	↑	10.36%
沖縄県	9.97%	↓	9.95%

オンラインサービスのご案内（ネットde顧問）

表面にてお知らせいたしました保険料率の更新の際に、保険料一覧を当法人の担当職員よりお知らせしておりますが、**現在オンラインにてPC上からいつでも社会保険料の等級・保険料額を御確認頂けるサービスをご用意しております。**閲覧の際にはID・パスワードが必要となりますが発行希望の場合には事務所宛にお電話頂くか、各担当までメールにて御依頼ください。

■ ネットde台帳

⇒インターネットにおいて、従業員情報（社会保険の等級・社会保険料）、雇用保険の被保険者番号などを無料でいつでも閲覧頂けます。当法人の営業時間外で問い合わせが出来ない際などにもご活用いただけますので是非ご活用ください。また、労基法上の法定帳簿である「労働者名簿」も出力頂くことが出来ます。

■ ネットde受付

⇒入社・退職・扶養手続ほか、当法人への手続依頼をオンライン上から行うことが出来ます。また、手続き必要書類（労働者名簿・マイナンバー・労働契約書・履歴書など）を添付することも出来、手続の進捗を画面上から御確認頂くことも可能です。

■ ネット de 賃金 (月額利用料 1500 円～、従業員 1 名あたり 100 円)

⇒現在、給与計算を手書き明細または Excel でされていたりしゃる顧問先様、もしくは給与ソフトのライセンス料が高額で経費削減を行いたい顧問先様向けに、オンライン上からご使用頂ける給与計算ソフトを提供することが出来ます。最大のメリットは、社会保険料・雇用保険料の更新は当法人の行う手続き情報と連動しますので、顧問先様での更新や変更作業が必要ありません。また、労働保険の年度更新・社会保険の算定基礎届などの際も、お客様側で入力頂きました給与計算データが当法人の社労士業務ソフトと完全リンクしておりますので、前ページでご案内いたしました台帳のご準備などを頂く手間も無くなります。

■ ネット de 就業 (月額利用料 1500 円～、従業員 1 名あたり 100 円・打刻用機械別途費用)

⇒従業員様の勤怠管理をオンライン上で行うサービスです。カード・指紋認証・静脈認証など打刻する方法を選ぶことが出来ます。また、打刻した労働時間を上記の「ネット de 賃金」の給与ソフトにそのまま取り込むことが出来、給与計算の入力等の手間を削減することが出来ます。また、有休管理機能もございますので、有休 5 日消化義務化への対応や管理方法にお困りの顧問先様にもお勧めです。

【助成金】人材開発助成金（特別育成訓練コース）

有期契約労働者に対して 正社員転換又は処遇改善を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に 賃金と訓練にかかった経費の一部を助成するものです。

支給対象となる事業主

1. 訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払っている事業主 であること
2. 次の書類を整備している事業主であること
 - (i) 訓練受講者についての職業訓練の実施状況（訓練受講者、OJT 指導員及び事業内 Off-JT 講師の訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻）を明らかにする書類
 - (ii) 職業訓練に要する費用の負担状況を明らかにする書類
 - (iii) 訓練受講者に対する賃金の支払い状況を明らかにする書類
3. 訓練計画届提出日の前日の 6 か月前から人材開発支援助成金（特別 育成訓練コース）の支給申請提出日までの間に事業主都合により雇 用保険被保険者を離職させた事業主でないこと
4. 労働局が行う実地調査に協力する事業主であること

支給額

【賃金助成】：1 人 1 時間あたり 760 円<960 円>（475 円<600 円>）

【経費助成】：訓練時間に応じて次の表の通りです。

※ 〈 〉 は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額です。

訓練時間	①	②
20時間以上100時間未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)
100時間以上200時間未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)
200時間以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

■ 受給手続きの流れ

1. 訓練開始日の 1 か月前までに訓練計画届を管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける
2. 訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内に管轄労働局へ提出

注) 計画を変更するときは、計画の変更届を提出する必要があります。

お問い合わせは当法人まで！